



Title	ドイツ第一波フェミニズムにおける集会・結社の自由と参政権：女性の政治参加にみるヘートヴィヒ・ドームの「同権」とヘレーネ・ランゲの「差異」
Author(s)	的場, かおり
Citation	阪大法学. 2024, 74(3-4), p. 75-104
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/99471
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ドイツ第一波フェミニズムにおける集会・結社の自由と参政権

——女性の政治参加にみるヘートヴィヒ・ドームの
「同権」とヘレーネ・ランゲの「差異」——

的 場 かおり

- 1 はじめに
- 2 女性の政治参加と権利
 - (1) 集会・結社の自由
 - (2) 参政権
- 3 女性参政権論——ドームとランゲを中心に——
 - (1) ヘレーネ・ランゲの女性参政権論
 - (2) ヘートヴィヒ・ドームの女性参政権論
- 4 おわりに

1 はじめに

各国の男女間の格差を測る指数の一つに、世界経済フォーラムが毎年算出する「ジェンダー・ギャップ指数 Gender Gap Index（以下、GGI と略す）」がある。今年（2024年）6月に公表された「グローバル・ジェンダー・ギャップ・レポート2024」⁽¹⁾では、日本の総合スコアは0.663で、146ヶ国中118位であった。分野別のスコアをみると、「経済的参加と機会 Economic Participation and Opportunity」は0.568（120位）、「教育達成 Educational Attainment」は0.993（72位）、「健康と生存 Health and Survival」は0.973（58位）、「政治的エンパワメント Political Empowerment」は0.118（113位）であり、日本では、経済と政治の分野で女性参画が依然として進んでいないことがわかる。一方、本

稿が扱うドイツの総合スコアは0.810で、総合順位は7位であった。2006年にGGIの公表が始まってからのドイツの順位は、2006年は5位、2007年は7位、2019年以降は、11位だった2021年を除き、常にトップ10入りを果たしている。ドイツの順位を押し上げている要因の一つが政治分野での好スコア（2024年は0.605／6位）である。

このように政治分野におけるジェンダー平等について、日本とドイツは現在、対極にあるといっても過言ではない。しかし150年ほど遡れば、どちらの国でも女性は政治から排除されていた。当時の日本はドイツ、特にプロイセンの法律制度や法理論を積極的に継受したという歴史があり、女性の政治参加を阻む法制度もまた継受された。

ドイツで女性が政治的権利を要求する動きは、1848年の三月革命に始まるとされる。当時、参政権は努力、労働、義務の忠実な遂行の対価と考えられる一方で、参政権の行使に先立ち女性にはまず教育が必要であるという見方が一般的であった。また、女性が政治的な目的をもって活動することは禁止されていた。そのため各地で組織された女性協会が、女性参政権の要求を前面に押し出すことはなかった。⁽²⁾

筆者はこれまで、「全ドイツ女性協会 Allgemeiner Deutscher Frauenverein（以下、ADF と略す）」（1865～1933年）の創設メンバーであり、教育と労働の分野における女性の地位向上のために活動したルイーゼ・オットー＝ペータース L. Otto-Peters（1819～95年／以下、ルイーゼと呼ぶ）に焦点を当て、三月前期から1850年代までの時期を対象とする研究を進めてきた。研究テーマの第一は、第一波フェミニズムにおける「プレス」の役割である。まだ20歳を過ぎたばかりの1840年代から、小説や詩の執筆・出版、雑誌への寄稿を精力的に行うようになり、三月革命期には自ら『女性新聞 Frauenzeitung』を創刊・編集し、ADFの機関誌『新航路 Neue Bahnen』の発行にも携わったことが示すように、ルイーゼの活動の中心には「プレス」があった。もう一つの研究テーマは、第一波フェミニズムにおける「女性の政治参加（権）」の位置づけである。ルイーゼは三月革命以降、女性の教育と労働の改善を活動の柱としたため、先行研究では、女性の政治参加に関する彼女の見解や姿勢への関心は薄

〔阪大法学〕 74（3・4-76） 690〔2024.11〕

かった。しかし革命前に執筆された論説を検討した結果、ルイーゼは1840年代から、女性が国家・政治に参加することの重要性、そしてそのための高等教育と経済的自立の必要性を熱心に説いていたことがわかった⁽⁵⁾。つまり、女性運動における「女性の政治参加」の意味とその位置づけに関するルイーゼの基本姿勢はすでに三月革命前に形作られ、その後の『女性新聞』や ADF の活動を支えたことが確認できたのである。

ADF が女性参政権の要求を目標に掲げるのは、ルイーゼの死後10年目の1905年のことである。そこで本稿では、19世紀後半から20世紀にかけてのドイツで、女性の政治参加をめぐる議論や運動がどのように展開したのかを考究する。まずは、人々が政治に参加するために不可欠な権利、すなわち、「集会・結社の自由」と「参政権（選挙権・被選挙権）」に関して、女性にはいかなる制限が課されていたのか、そしてそれらの制限はいかなる過程を経て撤廃されたのかを検討する。次に、参政権に焦点を当て、これまで注目されてこなかったヘートヴィヒ・ドーム H. Dohm（1831～1919年）と彼女の女性参政権論を取り上げる。後述するように、ドイツの女性参政権研究では、ドイツ社会民主党（以下、SPD と略す）が綱領に「女性参政権の要求」を盛り込んだ1891年以降の動きに関心が寄せられてきた。そこで本稿では、1890年代に始まる一連の動きに先んじて女性参政権問題に着手したドームの理論を考察する。このドームを「私とは基本的見解が全く異なる」と評したのが、ドイツの女性運動家の中でも高い知名度を誇り、女性の教育や公民権の改善・実現に向け精力的に活動したヘレーネ・ランゲ H. Lange（1848～1930年）である。ドームの女性参政権論の特徴を捉えるために、1890年代以降に展開されたランゲの女性参政権論も取り上げる。両者を比較することで、ドイツの女性参政権問題の「パイオニア」とされるドームの見解がその後の女性参政権運動に与えた影響を解明し、第一波フェミニズムにおける女性参政権論の展開をより精確に捉えることができる。

以上のように、近代ドイツにおいて女性たちが政治参加にどのような意味を見出し、そしてどのようなアプローチで政治参加の実現を目指したのかを明らかにすることが本稿の目的である。

2 女性の政治参加と権利

この章では、人々が政治に参加するために不可欠な「集会・結社の自由」と「参政権」が19世紀から20世紀のドイツにおいていかなる変遷を辿ったのかを明らかにする。

「政治に参加する」権利と聞けば、まず選挙権と被選挙権が想起される。しかし政治参加は、選挙権と被選挙権に代表される参政権の行使によってのみ達成されるわけではない。というのも、参政権を行使するためには、人々は政治について理解し、政治に対する自身の意見を形成する必要があるからである。加えて、政治に関して他者と議論や意見交換をしたり、同じ政治目的を掲げて共に行動したりすることも重要である。このように、個々人が共通の目的をもって集まり、団結することを保障するのが集会・結社の自由である。

(1) 集会・結社の自由

日本国憲法では、「表現の自由」という概念の下、集会の自由と結社の自由はともに21条で保障される。他方ドイツでは、基本法8条が「集会する権利」を、9条が「協会（結社）Vereinおよび団体 Gesellschaftを結成する権利」を定めており、これらの条文は5条とともに、「コミュニケーション基本権」⁽⁸⁾または「デモンストレーション基本権」⁽⁹⁾と呼ばれる。

19世紀のドイツでは、他者との結びつき、とりわけ政治的な目的をもった結びつきを構築することは、国家の厳しい統制下に置かれていた。各ラントの憲法は確かに集会・結社の自由を明記したが、同時に、法律の留保を付したためである。女性が政治的な集会や協会に参加することを禁ずるルールもその一つであった。三月革命以降産業革命が本格的に展開すると、階級対立が激しくなり労働運動の組織化が始まった。これに対し、各ラントやドイツ帝国は、社会民主主義、社会主義、共産主義といった反体制的な思想の下に人々が集い団結する動き、具体的には労働組合や政党の結成、を阻止する立法を整備した。

バイエルンでは1850年2月26日の「集会と結社に関する法律 Gesetz, die Versammlungen und Vereine betreffend」15条で、プロイセンでは同年3月

11日の「法律に基づく自由と秩序を危険に晒す集会・結社権の濫用の防止に関する命令 Verordnung über die Verhütung eines die gesetzliche Freiheit und Ordnung gefährdenden Mißbrauchs des Versammlungs- und Vereinigungsrechtes」(以下、1850年結社法と呼ぶ) 8条で、「女性 Frauenspersonen」が政治的な協会(政治結社)のメンバーになること、政治的な協会の集会に出席することが禁じられた⁽¹⁰⁾。ザクセンでも1850年6月3日、「結社・集会権に関する命令 Verordnung, das Vereins= und Versammlungsrecht betreffend」⁽¹¹⁾ 21条が同種の制限を定めたが、バイエルン、プロイセンとは異なり「女性」という文言は使われず、「財産処分能力を有する者 dispositionsfähige Personen」のみが協会を結成し、メンバーとなる資格をもつとされた。同年11月22日には「結社・集会権に関する法律 Gesetz, das Vereins= und Versammlungsrecht betreffend」⁽¹²⁾ が制定され、22条は、協会を設立する資格をもつのは「財産処分能力を有し政治的名誉権を保有する者」であり、また協会に加入する資格をもつのは「財産処分能力を有する者」であると定めた。「女性」という露骨な表現の使用は避けられてはいるものの、「財産処分能力」や「政治的名誉権」(＝公民権)を要件とすることで、実際には、夫や父の管理下に置かれた女性に集会・結社の自由は与えられなかった。これら3つ以外のラントでも同様の法整備が進められ、女性の集会・結社の自由は制限された。

1871年にドイツ帝国が成立すると、ドイツ帝国憲法4条16号は、プレスとともに結社組織 Vereinswesen を、帝国の監督下に置かれ帝国の立法に服する項目の一つに挙げた。しかし結社に関する帝国法は整備されなかったため、上述した各ラントの結社法が効力を持ち続けることとなった。他方、帝国宰相ビスマルク主導の下で1878年、「社会民主主義による公安を害する企てに対する法律 Gesetz gegen die gemeingefährlichen Bestrebungen der Sozialdemokratie」⁽¹⁴⁾ (以下、社会主義者鎮圧法と呼ぶ) が制定され、既存の国家・社会秩序の転覆を目的とする協会の結成、集会、プレスの発行が禁止された(同法1条、9条、11条)。社会主義者鎮圧法は時限立法であったが、延長が繰り返され、廃止される1890年まで、反体制的とみなされた人々から集会・結社の自由、プレスの自由を奪い、多数の亡命者も生み出した。

女性の集会・結社の自由を制限する条文の撤廃は、プロレタリア女性運動、ブルジョワ女性運動の双方から要望された。ツェトキン C. Zetkin (1857～1933年)、ユハス M. Juchacz (1879～1956年)、カウアー M. Cauer (1841～1922年)、アウクスブルク A. Augspurg (1857～1943年)、ドームら急進的なフェミニストたちは、雑誌への投稿や帝国議会への請願という形で、各ラントの結社法の改正、帝国レベルでの結社法の制定を要求した。特に帝国議会への請願に際しては、2つの運動の協働がみられた。

20世紀を迎え、女性の集会・結社の自由の制限によりやうやく変化が生じる。プロイセンの代議院は1902年、1850年結社法8条の改正自体は認めなかったが、条件付きで政治的な協会の集会への女性の参加を認めた。女性は、会場内の紐で仕切られた場所に居ることを条件に、政治集会に参加できるようになったのである。しかし集会での演説や発言は依然として女性には認められず、政治的な協会への加入も許されなかった。⁽¹⁵⁾

決定的な変化をもたらしたのは、1908年4月の帝国結社法 Vereinsgesetz⁽¹⁶⁾の制定である。帝国結社法は、各ラントが結社法を定めるという従来のスタイルを廃し、ドイツ帝国憲法4条16号が定めるとおり、結社に係るルールを帝国で統一するものであった。そして帝国結社法1条は、「すべての帝国民 Reichsangehörigen は、刑法に反しない目的のためであれば、協会を設立し集会する権利を有する。この権利は、この法律や他の帝国法が定める制約にのみ警察の下で服する」と規定し、ドイツ帝国籍を有する女性に集会・結社の自由を保障した。帝国結社法の制定により、各ラントの結社法が定めていた女性の集会・結社の自由の制限は撤廃されたのである。次章で詳述する女性運動家のランゲは、「帝国結社法の施行当日にベルリン地区協会 Berliner Lokalverein⁽¹⁷⁾の集会に出掛け、新しい世界に足を踏み入れる喜びを感じた」と回顧している。帝国結社法は女性運動のあり方に多大な影響を与えることになるが、この点については後述する。

日本において集会・結社の自由の制限に係る立法は、集会条例 (1880年)、集会及政社法 (1890年)、そして治安警察法 (1900年)⁽¹⁸⁾である。集会条例では、元老院での議論の末、政府案にあった女性の集会・結社の自由の制限が削除さ

れたという経緯があるため、「女子」が制限対象として列举されるようになるのは、集会及政社法以降のことである。集会及政社法6条は、政談集会への参加とその発起人となることができない者として、軍人（1号）、警察官（2号）、官立私立問わず学校の教員・学生・生徒（3号）、未成年者（5号）とともに、女子（4号）を挙げた。続く治安警察法では、集会及政社法6条の内容が整理され、構成の厳密化が図られた。まず治安警察法5条1項は、政治結社に加入できない者を列挙し、この一つが女子（5号）であった。次に5条2項では、女子と未成年者は、公衆が集まる政談集会への参加とその発起人となることができないと定められた。5条2項は1922年に改正が実現し、「女子」の文言が削除されたが、5条1項は治安警察法の廃止（1945年11月）まで、手付かずのまま残された⁽¹⁹⁾。

女性の集会・結社の自由の制限は「プロシャ結社法」、すなわち1850年結社法に倣ったとされるが、集会・結社の自由の制限対象として列举された身分・職業を比較すると、プロイセン法以外の影響も視野に入れて検討する必要がある。本稿でこの点に立ち入ることはできないが、当時の日本での議論や帝国議会での審議を慎重に検証し、継受の過程を丁寧に解明することが求められる。

（2）参政権

女性参政権の獲得も、第一波フェミニズムの主要な目標の一つであった。日本で女性に参政権が認められたのは第二次世界大戦後であるが、ドイツでは一足早く1918年11月、20歳以上の男女に参政権が認められ、翌19年1月、憲法制定のための国民議会選挙において、女性は初めて参政権を行使した。⁽²¹⁾ 完全な男女平等を実現したこの選挙システムは、19年8月に成立したヴァイマル憲法に引き継がれた。

同じ1918年にはイギリスでも女性参政権が認められたが、年齢において男女差が設定されていた。男性は21歳以上、女性は30歳以上とされ、この差が解消されるのは1928年のことである。

1918年に男女普通選挙を実現させたドイツであるが、この国で女性参政権を要求する動きが本格化するのは1890年代に入ってから⁽²²⁾のことである。女性参政権の要求をめぐるのは、プロレタリア女性運動とブルジョワ女性運動という運

動主体・組織形態に起因する相違があったことに加え、ブルジョワ女性運動内部には、運動における女性参政権の位置づけや優先順位という点で2つの立場が存在した。すなわち、選挙権の獲得それ自体を最終目標とみなすという立場と、女性が選挙権を行使する力を陶冶できるよう、教育や社会参画などの条件整備を優先するという立場である。後者は、ADFのルイーゼ、シュミット A. Schmidt (1833～1902年)、⁽²³⁾ レッテ協会 Lette-Verein のヒルシュ J. Hirsch (1829～1902年) に代表される。

組織として女性参政権の獲得を要求するという動きの口火を切ったのは、プロレタリア女性運動を主導した SPD である。SPD は1891年、エアフルトでの党大会で採択した綱領、いわゆるエアフルト綱領に、「性別を問わず」20歳以上の国民のために選挙・投票権 Wahl- und Stimmrecht を要求すると明記した。前述のとおり、この SPD の決断がドイツで女性参政権の要求を本格化させる契機となったというのが一般的な見方である。もっとも、SPD にとって参政権の獲得はあくまで階級闘争のための一手段であり、また、SPD は、男性労働者の参政権をめぐる闘いへの支援が期待できるという思惑から女性の参政権を取り上げたとの指摘もある。⁽²⁴⁾

SPD に続き、女性が主体的に運営する協会でも女性参政権の実現が綱領に掲げられるようになる。1902年、綱領において正式に女性参政権の要求を謳ったのは、「ドイツ女性協会同盟 Bund Deutscher Frauenvereine (以下、BDF と略す)」である。この同盟は、種々の女性協会の上部組織として1894年に設立され、分野ごとに専門委員会を設置し当該分野での行動方針や要求内容などを議論した。BDF は、女性の教育と労働という伝統的なテーマに取り組んだことはいうまでもないが、1895年に公表されたドイツ民法典第二草案が⁽²⁵⁾ 家父長的で男女不平等であると抗議したことで知られている。その一方で、BDF 内の急進的なメンバーを中心に、政治分野における男女同権が追求されるようになり、この動きが1902年の女性参政権要求の綱領化につながった。⁽²⁶⁾

1902年には「女性参政権」を名前に冠した組織、すなわち「ドイツ女性参政権協会 Deutsche Verein für Frauenstimmrecht」がハンプルクで発足し、1904年には名称を「ドイツ女性参政権連盟 Deutscher Verband für Frauen-

stimmrecht（以下、DVF と略す）」と改めた。メンバーは、アウクスブルク、ハイマン L. G. Heymann（1868～1943年）、カウアー、シュトリットら、いわゆる急進派の女性運動家であった。⁽²⁷⁾ DVF は、普通・平等・直接・秘密選挙の実現を訴え、当時プロイセンなどで導入されていた不平等選挙の一種である「等級選挙」を否定した。つまり、性別だけではなく財産の多寡に基づく制限選挙や不平等選挙にも反対し、完全に民主的な原則に基づく選挙システムを要求した。

女性参政権の要求運動をより活発化させたのは、1908年の帝国結社法である。同法の施行を機に、女性参政権の実現を掲げる組織がドイツ各地に次々と誕生した。女性たちはもはや結社法違反で逮捕されたり処罰されたりすることを恐れる必要はなくなった。「参政権の要求」という政治目的をもつ協会を堂々と結成し、合法的に政治活動ができるようになったのである。

3 女性参政権論——ドームとランゲを中心に——

ドイツの女性参政権運動家といえば、ヘレーネ・ランゲ、そしてパートナーのゲルトルート・ボイマー G. Bäumer（1873～1954年）⁽²⁸⁾ が有名である。しかしそのランゲ自身が、1870年代のドイツで女性参政権支持の声を上げたものの、当時は「これほど酷い時代錯誤 ärgerer Anachronismus は考えられなかった」⁽²⁹⁾ と評した人物こそ、ヘートヴィヒ・ドームである。ドームの女性参政権論を検討する前に、まず、ランゲの女性参政権論を考察し、両者の理論を比較する。

（1）ヘレーネ・ランゲの女性参政権論

ヘレーネ・ランゲは三月革命最中の1848年4月、オルデンプルク大公国の商人の家に生まれた。1871年にプロイセンのベルリンで教師資格試験に合格した後、女子教育の改革と改善に尽力した。1890年には「全ドイツ女性教師協会 Allgemeiner Deutscher Lehrerinnenverein」を設立し、ADF や BDF の運営にも携わるなど、女性協会を活動の拠点とした。1908年の帝国結社法により政党への加入が女性にも解禁されると、フリードリヒ・ナウマン F. Naumann

(1860～1919年)の政党に参加し、第一次世界大戦後はドイツ民主党に所属しハンブルクの市議会議員となった。

ランゲのフェミニズム理論は、男女の本性には「差異」があるということを前提とする点に特徴をもつ。彼女は、女性の特性、すなわち「母性」という観点から、教育、労働、堕胎といった社会問題を考察し、その解決を目指した。女性参政権問題についても同じアプローチが取られ、これは1896年の論説「女性参政権 Frauenwahlrecht」⁽³⁰⁾に確認できる。

ランゲは、「参政権は、自身の権利を擁護し暴力的な行為から自身を守るための盾として、弱者に与えられる」ことが第一原理であるとして、参政権がとりわけ弱者にとって重要な意味をもつと説明する。その上で、男性と女性では関心をもつ政治分野が異なっており、それぞれの関心や本性にしたがい、公共生活でも家庭生活と同様に、ある種の仕事の分担＝分業が男女の間でなされると解した。女性に政治参加を認めるべき理由として、貧困や犯罪が蔓延する今の世界には、女性の本性、すなわち母性本能 Instinkt der Mutterschaft や母性愛 Mutterliebe が不可欠であると説き、このような女性の本性が活かされる場所として、刑務所、孤児院、学校、病院を挙げる。⁽³¹⁾「母性」をもつ女性が政治に参加すれば、男性の関心が薄く男性の本性では対応が困難である社会の諸問題の解決を進めることができる、というのがランゲの考えであった。⁽³²⁾

ランゲは結論部分で、ドイツの女性運動と女性の現状を次のように総括する。⁽³³⁾女性運動の重点はサービス（給付）Leistungen を得ることに置かれており、平均的なドイツ人女性にとっては、実現の見通しが立たない参政権を議論するより、公共の福祉サービスに慣れることのほうがはるかに重要であり、今全力で推進しなければならないのは、女性がゲマインデ内部の仕事、権利、役職を手にし、すべての職業に就けるようにすることである、と。しかし続けて、スイスの哲学者スクレタン C. Secrétan (1815～95年)の見解を引用し、女性が⁽³⁴⁾権利をもつことの意義を強調する。スクレタンいわく、女性の権利が認められたとしても、ごく少数のエリート女性が議会や裁判所などに送り込まれるだけで、多くの業務は依然として男性の手に握られたままかもしれない、しかし、指導者はある変化を経験する、すなわち、権力というものは自己を限界づける

ことで真の権力であるとうやうやく実証されるものであるがゆえに、女性が権利をもつことは有益である、と。

以上のように、1896年の「女性参政権」から読み取れたのは、男女には本性上差異があるという前提の下で、女性が諸権利を獲得し行使するというのがランゲの基本理念であり、ランゲは政治に参加する権利についてもこの理念に則して要求したということである。ランゲは後に、1870年代のドームの著作を「私とは基本的見解が全く異なるものの、否定しがたい喜びをもって」読んだと述べると同時に、男女には本質的な差異があり、女性運動の諸要求をその差異に適合させる必要があるという確信は、ミル J. S. Mill（1806～73年）とドームの著作を読んだことから形成され、彼らの見解と対峙する反動的な結論へと駆り立てられたと説明している⁽³⁵⁾。1870年代当時、ランゲは20代半ば過ぎであり、ベルリンで女性教師の道を歩み出したばかりであった。教師となることでようやく自立を果たし、女性解放という課題に立ち向かうスタートラインについたばかりのランゲに、そしてこの課題に自身はどう取り組むべきかを考え始めたランゲに、大きなインパクトを与えたのがドームであった。

次節では、このようにランゲに言わしめたドームの理論とはどのようなものであったのか、特に女性参政権論はどのようなものであったのかを検討する。

（2）ヘートヴィヒ・ドームの女性参政権論

第一波フェミニズムの他の女性運動家と比べて、ヘートヴィヒ・ドームに関する研究は少ない。ドーム全集の刊行が始まったのが2006年であることが示すように、本格的な研究関心がドームに寄せられるようになったのは比較的近年のことである。その中で「女性参政権」というテーマでドームを扱ったものとして、トゥヴェルマンとローゼンブッシュの研究があるが、ローゼンブッシュの研究は、内容面でも史料面でも、トゥヴェルマンの研究成果を引用するに留まっている⁽³⁶⁾。トゥヴェルマンの関心は、穏健派が女性参政権とそれを精神的に主張するドームにどう対峙したのかという点にあり、また、トゥヴェルマンは、研究対象を19世紀の女性運動としたため、20世紀に入ってからドームの動向に触れていない⁽³⁷⁾。

「現前 Gegenwart の要求として女性選挙権を掲げ、これを求める権利を包括

的に根拠づけた、ドイツで最初の女性⁽³⁸⁾」、すなわちドイツにおける女性参政権要求のパイオニアと評されるドームとはいかなる人物で、いかなる思想に基づいて女性参政権を要求したのだろうか。

ヘートヴィヒ・ドーム（旧姓シュレジンガー Schlesinger / シュレー Schleh）は、1831年9月20日にプロイセン王国の首都ベルリンで生まれた⁽³⁹⁾。1819年生まれのルイーゼと1848年生まれのランゲに挟まれた世代である。父のグスタフ・アドルフ・ゴットホルト・シュレジンガー G. A. G. Schlesinger（1798～1877年 ※1851年にシュレー Schleh と改姓）は、彼女が生まれる前にユダヤ教からプロテスタントに改宗し、タバコ工場を経営していた。母のヴィルヘルミネ・ヘンリエッテ・ユーリッヒ W. H. Jülich（1809～75年）は婚外子（非嫡出子）であり、貧しい家庭に育った。家柄の違いから父と母はなかなか結婚を許されず、ようやく1838年に結婚した。そのため、ヘートヴィヒが生まれた時点で両親は婚姻関係になく、ヘートヴィヒは婚外子として誕生した。

15歳で学校教育を終了したヘートヴィヒは、女性教員養成ゼミナール Lehrerinnenseminar に通うこともあったが、1853年の結婚まで、家事や手仕事に追われながら過ごした。18人の子を産み大家族を取り仕切る主婦の母と長女ヘートヴィヒの関係は良好とはいえず、母の暴力に怯え、専制的な母の元で多忙な日々を送っていた⁽⁴⁰⁾。この点では、同じ年齢の頃にはすでに執筆活動を始め、社会改善を求める男性活動家らと交流をもっていたルイーゼとは異なる。

夫のエルンスト・ドーム E. Dohm（1819～83年）は、彼の場合は幼少期のこと（1827年）ではあるが、ヘートヴィヒの父と同様、ユダヤ教からキリスト教に改宗していた。エルンストはハレ大学で神学と哲学を修めた後、聖職者や家庭教師の職を経て、政治風刺雑誌『クラデラダーチュ Kladderadatsch』の編集長を務めた。この週刊誌は1848年にベルリンで創刊され、エルンストの手腕で大きく成長した。他方でエルンストは女性と金銭にルーズな面があり、ドーム家は1869年から70年にかけての一時期、離散状態となり、この時ヘートヴィヒは、長子ハンス Hans の死で負った心の傷を癒すという目的もあり、単身で妹が住むローマに滞在した。

ドームにとって大きな転機となったのが、結婚後にエルンストを通してベル
（阪大法学）74（3・4-86） 700〔2024.11〕

リンの知識人・芸術家たちと交流をもつようになったことである。夫婦自身も文芸サロンを開き、1883年にエルンストが亡くなると、その運営はハートヴィヒが担った。⁽⁴¹⁾サロンには、ロイター F. Reuter (1810～74年)、フォンターネ T. Fontane (1819～98年)、ピエチュ L. Pietsch (1824～1911年)、ラスカー＝シューラー E. Lasker-Schüler (1869～1945年) といった詩人や芸術家の他、ジャーナリストのハルデン M. Harden (1861～1927年)、銀行家のフルステンベルク C. Fürstenberg (1850～1933年) なども集まった。女性の地位や権利の向上を目指し各分野で奮闘するランゲ、リリー・ブラウン、アリス・ザロモン A. Salomon (1872～1948年) の他、スウェーデンのエレン・ケイ E. Key⁽⁴²⁾ (1849～1926年) の名も挙がっている。これらの女性運動家との交流がハートヴィヒの活動に大きな意味をもったことはいうまでもなからう。また、「女性福祉 Frauenwohl」や「母体保護同盟 Bund für Mutterschutz (1908年に「母体保護と性改革のためのドイツ同盟 Deutscher Bund für Mutterschutz und Sexualreform」と改称)」などにも加わっている。後者は1904年に創設され、未婚女性の経済的自立、母性保険 Mutterschaftsversicherung、婚外子の法的地位の改善、そして性教育の普及に力を入れた。この同盟は、他の女性協会とは異なって男性の会員もあり、性別を問わず協働した点に特徴が見出せる。

ドーム（以下、特に断りがない場合はハートヴィヒ・ドームを指す）が執筆活動を始めたのは30代半ばの1865年頃からであり、最初の著作は1867年に出版されている。⁽⁴³⁾前述したように、20代半ばには執筆活動を始め、結婚前からいくつかの雑誌の編集にも携り、女性問題に取り組んでいたルイーゼとは異なり、ドームの著述家・女性運動家としてのスタートは、結婚と5人の子どもの出産を終えてからのことである。⁽⁴⁴⁾急進的な女性解放論者、論敵に対する辛辣で過激な批判者というドーム像が広まる中、従来の研究では、好戦的でセンセーショナルな書きぶりの『アンチフェミニスト Die Antifeministen』(1902年)や『母親たち Die Mütter』(1903年)などが好んで引用されるという傾向がみられる。⁽⁴⁵⁾

本稿では、「女性参政権」をテーマに執筆された3つの著作を検討する。1870年代の2つの著作はランゲや先行研究による言及があるのに対し、1910年

の著作にはほとんど関心が向けられてこなかった。⁽⁴⁶⁾そこで本稿では1910年の著作を重点的に検討する。

①『家庭におけるイエズス会精神について Der Jesuitismus im Hausstande』
(1873年)⁽⁴⁷⁾

女性参政権に関する叙述は、ドームの3作目『家庭におけるイエズス会精神について』(1873年)に確認できる。1870年代のドイツでは、産業革命による技術の進歩、マニファクチュアの展開がみられ、これらは家事や手仕事における女性の負担を軽減した。そこでドームは、女性は、家庭の仕事をプロフェッション(コックや幼稚園などの専門職)や機械に任せ、公的領域で行動するべきであると主張した。公的領域での活動の最たるものが政治参加であった。

ドームによれば、女性参政権とは、「合法的な方法で風習 Sitte⁽⁴⁸⁾を変革するのに適した武器」である。イギリスやアメリカでは、女性参政権の実現に向けた議論や進歩がみられるのに対し、ドイツでは、「人生でおそらく一度も女性問題について考えたことのない」ビスマルクが帝国宰相を務め、ベルリン大学教授のグナイストは女性に大学入学許可を与えることに熱心に反対して⁽⁴⁹⁾いると、ドイツ政界のトップと学界の重鎮を名指し、批判した。

この著作でドームが要求する参政権とは、選挙権と被選挙権である。そもそも人間の半分を占める性、すなわち女性を、統治から排除する国民代表などというものは茶番であると糾弾し、当時の議会制度と選挙制度を批判した。そして、自由を求めて発展するのが人間の歴史であるということに照らせば、女性の現状を改革することなしに人間性を倫理的に高めることは不可能であると主張した。⁽⁵⁰⁾

もっとも『家庭におけるイエズス会精神について』は、女性参政権をメインテーマとする著作ではないため、女性参政権に言及する箇所は限られている。しかし、「男性も女性も同じ人間であり同権である」という理解にしたがい、国民代表を選出する権利も、国民代表に選出される権利も、男性と女性は平等に享受すべきであるというドームの思想が明瞭に示されている。ランゲは、このドームの思想には、男女の同権を唱え女性参政権を要求するミルの影響があると指摘する。⁽⁵¹⁾

②「女性参政権 Das Stimmrecht der Frauen」(1876年)⁽⁵²⁾

1876年の『女性の本性と権利について Der Frauen Natur und Recht. Zur Frauenfrage. Zwei Abhandlungen über Eigenschaften und Stimmrecht der Frauen』(1876年)に収録された「女性参政権」では、題名の通り、詳細な女性参政権論が展開されている。

前半は、女性参政権問題において先行するイギリスに関する叙述が中心である。ドームは、女性参政権法案をめぐる議会内外の議論を検討するとともに、封建社会まで遡りイギリスにおける女性の地位・権利の変遷を論じる。そして3年前の『家庭におけるイエズス会の精神について』と同様、女性問題をめぐる議論が緒に就いたばかりのドイツの後進性を嘆く。

後半は、女性参政権を拒絶する男性たちが挙げる理由への反論にあてられている。ドームはまず、それらの理由を以下のように整理する。すなわち、1) 女性は参政権を必要としていない、2) 女性は参政権を望んでいない、3) 女性には、参政権を行使する能力が備わっていない、4) 女性は女性であるがゆえに、いかなる政治活動からも排除されるのは自明のことである、の4つである。ドームは各理由に対し、歴史、民族・国家、宗教など多様な観点から反論する。反論にあたっては、女性参政権についてすでに一定の議論の蓄積がみられるイギリス、アメリカの理論や事例が頻繁に引用されている。

ドームはこの論説において、「政治生活に参加できない階級はみな抑圧されている」、「参政権を行使することが認められていない階級は、参政権を行使する他の階級の支配下に置かれる」との認識を示した上で、「参政権を得てはじめて、女性の意思、幸福、そして意見が、階級や国家の運命を検討する場において力をもつ⁽⁵³⁾」と述べる。つまり、女性は外面的にも内面的・精神的にも抑圧されており、この抑圧状態を打ち破るためには、女性が参政権の行使を通して自らの考えを政治に反映させねばならないというのがドームの主張であった。興味深いのは、この主張に基づいて国家の統治形態が論じられる点である。すなわち、ドームは、国王が臣民を抑圧する専制政治を否定し、市民的・社会的諸権利において完全に同権である男女を主権者とする民主制国家を志向したのである。⁽⁵⁴⁾

論説「女性参政権」は次の文章で締め括られる。「それゆえ女性もまた自由であるのは、自由な人間たちが暮らす国で不自由は存在しえないからである。人権に性別はない⁽⁵⁵⁾」。「人権に性別はない」というフレーズは、男女の本性は異なる⁽⁵⁶⁾ということを前提として女性の地位向上を目指す者の目には「大げさで理解しがたい」ものと映った。その後このフレーズは繰り返し引用され、男女の違いを否定し男女の同権を追求する急進的で過激な女性解放論者ドームという評価や印象を一般化させることになった。

③『女性参政権のための教育 Erziehung zum Stimmrecht der Frau』(1910⁽⁵⁷⁾年)

上述した2つはいずれも1870年代に執筆されたものであるのに対し、『女性参政権のための教育』は20世紀に入り79歳となったドームの著作であり、「女性参政権のためのプロイセン国家協会 Preußischer Landesverein für Frauenstimmrecht」の機関誌の第6号として刊行された。1908年2月17日に設立された同協会は、女性の完全な公民権を要求し、男女ともに普通・平等・直接・秘密選挙に基づく選挙権と被選挙権を獲得することを目的に掲げて活動していた⁽⁵⁸⁾。『女性参政権のための教育』は、第一に、40年近くにわたってドームが説いてきた女性参政権論の集大成ともいえる晩年の作品であること、第二に、女性参政権が教育および婚姻とどのような関係に立つのかを具体的に論じていること、そして第三に、1870年代と比較して社会や女性運動内における女性参政権の位置づけの変化を読み取れることを踏まえれば、検討に値する著作である。

『女性参政権のための教育』は、1. 女性参政権のための教育、2. 女子学校 Mädchenschule とその改革、3. スポーツ、4. 女性大学生、5. 婚姻と参政権、6. 女性参政権という6章から構成される。

序章にあたる第1章は、女性問題は「解決可能」な問題であると宣言することから始まり、ドームは、ここ50年で女性運動が着実に前進したと評価する。ドームは、男性と女性を「政治的・社会的・経済的に、つまり完全に同権」とするために、女性参政権の獲得を目下の目標に設定する。そして女子教育を、女性参政権を準備する第一段階と位置づけた上で、「参政権のための教育」とは「成熟し十分な資格をもつ人間のための教育⁽⁵⁹⁾」であるとした。

女子・女性の教育については、第2章で中等レベルの教育が、第4章で高等レベルの教育が論じられる。そもそもドームにとって、男女を同じに扱うのか分離して別様に扱うのかは、その国が文明国か否かを測る基準であり、その国の進歩・前進／停滞・後進の度合いを示すものと認識されている。それゆえドームは、教育分野でも男女は同様に扱われなければならないという立場をとる。彼女にとって教育は、女性参政権といかなる関係に立つのであろうか。

第一に、中等教育機関に男女共学制を採用することは女性参政権の実現に資すると説く。当時プロイセンでは、男子はギムナジウムで、女子は1890年代以降女性協会が開設したギムナジウム・コースで学んでおり、中等教育は男女別学制に基づいていた。これに対しドームは、男女が共に学ぶことで、相手に対する理解、信頼、尊敬が醸成され、その結果として、女性参政権を否定する男性にみられる女性蔑視という思考・姿勢が解消され⁽⁶⁰⁾と考へたのである。つまり、男女共学制は女性に対する男性の既成概念を払拭し、男女ともに参政権を行使する能力があると認識させることができるというのが彼女の見解であった。

第二に、ドームは、被選挙権の行使という観点から、女性の高等教育、すなわち大学教育の必要性を説明する。彼女は、知識を得、議論を通してレトリックの技術を磨くことのできる大学を、議会で活動するための予備校 *Vorschule* と捉え、最初の女性国民代表は大学教育を受けた教養ある女性の中から誕生すると予言する。またドームは、大学で男女共学が実現すれば、男性は女性を「共に思考する・奮闘する・働く」仲間と認識するようになり、従来男性が抱いていた女性観は修正されると述べ、高等教育での男女共学も中等教育のそれと同じ効果を生み出すと期待する。加えて女性は、大学の粗暴な習慣を抑える、すなわち、決闘、痛飲、徒党、買春による学生の墮落に抗うという役割を果たすと指摘し、女性の大学入学がもたらす効果を説いた。その一方で、大学教育によってしかるべき能力を身につけた女性には、裁判官、説教者、教授、行政官といった国家の役職を保証することも提案する。

第3章では、健康な身体と精神をもたらすスポーツは、人間を成熟させる上で重要であるとされ、スポーツも男女が一緒に行うことが提唱される。ドームによれば、スポーツは男性よりも女性に必要であり、それは、スポーツが「神

経質、ヒステリー、不自然さ Unnatur、女々しさを明朗快活に打ち負かす」からであると述べる。また、健康とともに美容の効果もあるスポーツは、公共の場に出て活動したいと望む女性には欠かせないとして、参政権の行使を見据えた上でスポーツを推奨する。

第5章では、婚姻の観点から女性参政権が要請される。⁽⁶²⁾ ドームはまず、女性は「生活保障という不誠実な」動機によって婚姻することで、とりわけ経済面で男性に依存する状態となっていると嘆息する。このような婚姻のあり方を抜本的に改革し婚姻をより高尚な形にするには、女性の経済的自立が基礎に置かれなければならないと強調する。「不変という鉄則など存在しない」のであるから、女性自身の手によって婚姻に係る法律を整備するべきだというのがドームの主張である。つまり、女性が立法作業に参加し婚姻問題について決定を下すことではじめて、倫理的で理想的な婚姻が成就すると主張したのである。

結びの第6章で、ドームは、女性参政権に対する社会の反応が変化してきたと指摘する。当初は「月面歩行は可能、と信じるくらい馬鹿げている」と考えられ「全員が笑った」女性参政権であったが、「数十年前は多数の者が笑った。そして今笑うのは少数の者だけになった」と振り返り、「もう数十年もしないうちに女性参政権は自明のものとなる」と展望した。⁽⁶³⁾

女性参政権への反対は主観的な感情、伝統的なイメージ、男性の高慢から生じており何の論拠もない、また、女性運動の敵対者は政治を男性の案件で男性の仕事であるといって女性を政治から排除するが、理解不能である、とドームは説き、「法律は女性に不利にできている、なぜなら、法律に女性が含まれていないからだ」、「立法の独占を男性から奪おう。独占は進歩を阻むものだ」と女性たちに呼び掛ける。⁽⁶⁴⁾ 夫、子ども、家庭を人生の目的とする女性、夫や子どもへ愛情を注ぐ女性の他にも、知的活動に勤しむ女性、そして独身であることを決意する女性と、その生き方は様々であるが、いずれの女性も政治的権利を奪われた状態では、主人のテーブルから落ちたパン屑で満足しなければならない宴会の見物人として生きるほかない、立法に積極的に参加することでしか、母親、妻、就業者としての権利は手に入らないのだ、と。⁽⁶⁵⁾

このように、ドームが立法への女性の参画を熱心に求める背景には、女性運

動の限界を痛感することになったドイツ民法典編纂時の経験もあろう。つまり、立法や制度改革にあたっては、請願の送付といった議会「外」からの働き掛けだけでは不十分であり、国民代表として議会「内」で立法・改革作業に参画しなければならないという意識がドームの中で強まったと考えられる。しかし他方で、議会「外」の運動がもつ宣伝効果にも期待を寄せる。ドームは、イギリスの女性運動家による「行進」を例に挙げ、公の場で表現することがもたらす効果の大きさを強調する。⁽⁶⁶⁾ 20世紀に入りイギリスでは、サフラジェットの手法、すなわち、放火や投石などの戦闘的行為（ミリタンシー militancy）が人々の注目を集めるようになっていたが、この戦闘的行為と並んで、ドームが例示した行進、バザー、演劇、ポスターといった視覚的な媒体を駆使した運動が展開されていたのである。⁽⁶⁷⁾

こうしてドームは、人類という木の高いところにぶら下がる政治的権利という果実を手に入れるために、転倒の危険にひるむことなく、力いっぱい手足を伸ばそうと、女性たちを鼓舞したのである。⁽⁶⁸⁾

4 おわりに

ヘートヴィヒ・ドームの『女性参政権のための教育』（1910年）は、次の文章で締め括られた。

「骨壺の中の私の遺灰は（私は火葬されるので）、帝国議会の門扉が女性に開かれたとき、もう一度赤々と輝くだろう」⁽⁶⁹⁾

ドームが予想したよりも早く、そしてドームの遺灰が骨壺に入れられる直前に、ドイツの女性たちは参政権を獲得した。1919年1月の選挙を見届け、ドームは同年6月1日に死去した。

本稿では、ドイツの第一波フェミニズムがどのように女性の政治参加とそれに係る権利と向き合ったのかを考察した。女性は1908年に「集会・結社の自由」を、1918年に「参政権（選挙権・被選挙権）」を手にしたが、どちらの権利の獲得も、女性運動家や各種女性協会の活動なしには不可能であった。中でも、ブルジョワ女性運動が女性参政権問題にどうアプローチしたのかに焦点を

当て、ランゲとドームを取り上げた。ランゲは男女の本質的「差異」を前提とし母性を重んじるのに対し、ドームは男女が同じ人間であるがゆえに「同権」とであると主張するという理解、そして、「穏健派のランゲ」と「急進派のドーム」というカテゴライズにしたがい、二人の見解と立場は対立的に捉えられてきた。近年まで本格的な研究がなされてこなかったドームに関しては、急進派と呼ぶにふさわしい、つまり、「母（性）」や「主婦」、「家事」を批判的に論じたとされる著作あるいはフレーズの一部ばかりが注目を集めてきた。

しかしドームの経歴や今回取り上げた著作を丁寧に読み解くと、従来の評価は一面的で不十分であることが明らかになった。まず、ドームは婚外子として生まれ、彼女の母もまた婚外子であったこと、厳しく暴力的な母の元で家事労働に追われて過ごしたこと、男兄弟とは異なり十分な教育を受けられなかったこと、ルイーゼやランゲと異なり出産・育児を経験していること、夫の女性・借金問題に悩んだこと、サロンや協会を通し穏健派、急進派も含めた多彩な人物と交流していたことは、男女の政治的・社会的・経済的同権、未婚女性の経済的自立、婚外子の法的地位の改善、女性の公的領域での活動の推奨、プロフェッションや機械を活用しての家事の負担軽減といったドームの主張に影響を及ぼしたと考えられる。ドームの「同権」思想については、ミルの『女性の隷従』の影響がしばしば指摘されるが、彼女の境遇や経験に由来する部分も大きい。

また、ドームは「人権」という概念の下で男女の「同権」を志向し、男女の「差異」を顧みなかったという評価も粗雑であろう。「人権に性別はない」、「男性と女性が政治的・社会的・経済的に、つまり完全に同権である」というフレーズはよく引用され強い印象を残すが、1910年の『女性参政権のための教育』では、ドームの別の一面も確認できる。例えば、大学に女性が加わることで、従来の粗暴な習慣が抑制されると説き、男性を「荒波」、女性を「油」に見立て、女性が大学に良い影響をもたらすと説く。⁽⁷⁰⁾ また、「すべての女性が政治的に活動するわけではない。なぜなら神は互いに異なる人間—男性と女性—を作ったからである」⁽⁷¹⁾とも述べ、ドームは家庭に重点を置く女性の存在も、家庭の外での知的活動や就業を重視する女性の存在も、婚姻をしない女性の存在

も否定しない。ただ、いずれの生き方を選択するにせよ、男性と同様に女性も、諸権利を有していなければならないと主張するのである。

「急進派」と「穏健派」というカテゴライズについても、より慎重な検証が求められる。少なくともランゲとドームには交流があり、また、少なくとも1910年のドームの叙述をみるかぎりでは、ランゲの「差異」と通ずる部分があるように見受けられる。拙速に答えを出すべきではないが、当時の女性運動家や女性協会は、2つの陣営に整然と分かれているというよりも、様々に結びつき影響し合うことで、一部では重なり合い一部では相容れないというモザイク状であったと考えられる。

本稿で取り上げることができたのは、ドームの女性参政権に関する3つの著作のみである。今後の課題として、まずは、他の著作も丁寧に検証することで、ドームの思想の全体像を精確に捉え、同時に、各時期で彼女の思想に変化がみられるのか否かも精査しなければならない。また、ドーム以外の女性運動家たちの女性参政権論を考察することも不可欠である。特に20世紀初頭に執筆された他の著作⁽⁷²⁾と比較することで、ドームの女性参政権論の「特殊性」あるいは「普遍性」が明らかになろう。

以上のように、20世紀初めに女性の政治参加権が実現したドイツであるが、政治分野における女性のエンパワーメントはその後一朝一夕に進んだわけではなかった。ヴァイマル期、ナチス期、そして第二次世界大戦後と、女性の政治参加は概して低調であった。この現状を打破し女性の政治参加を促すため、主要政党は1980年代からクオータ制を導入し、また、1990年代末からは女性政治家の育成を目的にメンタリング・プログラムを開始するなど、新たな取り組みにも力を入れてきた。その成果がGGIの好スコアに表れている。

150年前には同じスタートラインに立っていた日本とドイツであるが、残念ながらその後の女性の政治参加の進展には大きな差が生まれた。この現状を変えるか、変えないかは私たちの手に委ねられている。ドームが説くように、「不変という鉄則など存在しない」のだから。

(1) 「World Economic Forum: Global Gender Gap Report 2024」<https://www.weforum.org/publications/global-gender-gap-report-2024/>

weforum.org/publications/global-gender-gap-report-2024/ (2024年8月22日確認)

- (2) E. Schnitger, *Frauen und Parlamente. Verhältnisse und Verhinderungen*, Oldenburg 1990, S. 19 ff. und B. Zucker, *German Women and the Revolution of 1848. Kathinka Zitz-Halein and the Humania Association*, in: *Central European History*, 13/3, Atlanta 1980, S. 237-254, hier S. 238 ff. 革命期の女性協会は、民主的な男性の協会を補助する組織という性格が強く、明白な政治目的を有する組織ではなかった。Schnitger, a.a.O., S. 21.
- (3) 的場かおり『プレス¹の自由と検閲・政治・ジェンダー—近代ドイツ・ザクセンにおける出版法制の展開—』(大阪大学出版会、2021年) 210～297頁。
- (4) 桑原氏は、ADFの活動、陳情、女性教育、女性労働、大学進学などに関する記事を掲載する『新航路』は、他の家庭雑誌やフェミニズム的でない雑誌とは一線を画すると特徴づける一方で、『新航路』は当時の他の雑誌と同様、女性の本来の職務は主婦であり母であるという主張を問題視することはなかったと指摘する。桑原ヒサ子「女性雑誌出版史と『ナチ女性展望』NS Frauen Warte」『敬和学園大学研究紀要』26号(2017年) 30頁。
- (5) 拙著、245～258頁。
- (6) H. Lange, *Lebenserinnerungen*, Berlin 1921, S. 112.
- (7) 「Edition Hedwig Dohm」<http://www.hedwigdohm.de/> (2024年9月17日確認)
- (8) フランクフルト憲法(1849年)、ヴァイマル憲法(1919年)も同様である。未施行に終わったがフランクフルト憲法では第6章「ドイツ国民の基本権」第8節の161条と162条で、ヴァイマル憲法では第2編「ドイツ人の基本権および基本義務」第2章「共同生活」の123条と124条で、集会する権利と結社する権利がそれぞれ保障されていた。
- (9) T. Kingreen und R. Poscher, *Grundrechte. Staatsrecht II*, 35. Auflage, Heidelberg 2019, S. 231 ff.
- (10) *Gesetzblatt für das Königreich Bayern*, Jg. 1849/1850, Nr. 8, S. 53-66 und *Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preußischen Staaten*, Jg. 1850, Nr. 3261, S. 277-283. 集会・結社の自由が制限される者として、バイエルンでは「女性」と「未成年者 Minderjährige」が列挙されたのに対し、プロイセンでは「女性」、「生徒 Schüler」、「見習 Lehrlinge」が列挙された。「Lehrlinge」には、徒弟、職人の他、工場労働者も含まれていた。H. Delius, *Das preußische Vereins- und Versammlungsrecht unter besonderer Berücksichtigung des Gesetzes vom 11. März 1850*, Berlin 1891, S. 31. このようにプロイセンの1850年結社法8条は、男性労働者の団結、労働運動への彼らの動員を阻止する機能も果たした。
- (11) *Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen* (以下、GVBl と略(阪大法学) 74 (3・4-96) 710 [2024.11]

- す), Jg. 1850, Nr. 36, S. 137-142.
- (12) GVBl, Jg. 1850, Nr. 91, S. 264-270. ザクセンでは、軍人の集会・結社の自由の行使に関する特別規定が設けられていた (27~29条)。
- (13) Reichs=Gesetzblatt (以下、RGBI と略す), Jg. 1871, Nr. 628, S. 63-85.
- (14) RGBI, Jg. 1878, Nr. 1271, S. 351-358.
- (15) 1902年5月5日に開かれた第74回会議では、1850年結社法の改正を求める請願について議論された。この請願は、「プロイセン国民学校女性教員国家協会 Landesverein Preußischer Volksschullehrerinnen」のシュナイダー E. Schneider によって出されたもので、1850年結社法8条を改正し、政治的協会への女性の参加を認めることを求めるものであった。女性解放の第一歩と捉える左派議員と、女性の本性やプロイセンの習俗に合わないといった理由から認められないと主張する中道派・右派議員との間の溝は大きかった。この問題を所管する内務大臣ハマーシュタイン H. v. Hammerstein-Loxten (1843~1905年) は、現在活動している非政治的な女性協会の働きについて一定の評価をなす一方、女性が本来の居場所である家庭を出て、政治的な協会に参加し意見を述べる mitreden ことは認めるべきではないとの意見を述べた。長い議論の末、シュナイダーの請願は認められなかった。Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Preußischen Hauses der Abgeordneten. 19. Legislaturperiode, IV. Session, 1902, Bd. 5, Berlin 1902, S. 5311 ff. und D. Weiland, Geschichte der Frauenemanzipation in Deutschland und Österreich. Biographien, Programme, Organisationen, Düsseldorf 1983, S. 213.
- (16) RGBI, Jg. 1908, Nr. 3449, S. 151-157.
- (17) Lange, Lebenserinnerungen, S. 237 f. 帝国結社法の発効日は1908年5月15日である (同法25条)。
- (18) 白石玲子『日本近現代法と女性・家族—白石玲子著作集—』(フォーラム A 企画、2022年) 105~145頁、大木基子『自由民権運動と女性』(ドメス出版、2003年) 65~107頁、松山治郎「婦人公民法案の推移—とくに第五十九議会の審議を中心として—」『法学論集 (駒澤大学)』7号 (1970年) 81頁以下、松田恵美子「近代日本女性の政治的権利獲得運動」『名城法学』71巻1号 (2021年) 100~107頁などを参照。
- (19) 「平民社」や「新婦人協会」は、治安警察法5条の改正を求める運動を展開した。「平民社」の西川文子、川村春子、今井歌子らは1905年、460名の署名とともに改正の請願を帝国議会に提出した。平塚らいてう、市川房枝、奥むめおらによって1919年に設立された「新婦人協会」は、帝国議会への請願の送付、議員への陳情・交渉などを繰り返し行った。「新婦人協会」は最終的に5条1項と2項両方の改正要求を断念し、5条2項のみの改正を要求することとなった。織田宏子

「治安警察法第五条改正の請願運動」(折井美耶子・女性の歴史研究会編著『新婦人協会の研究』ドメス出版、2006年) 41～66頁、折井美耶子・女性の歴史研究会編著『新婦人協会の人びと』(ドメス出版、2009年) 54～55頁、95～96頁、147頁。

- (20) 大木、前掲書、69頁。大木氏は、プロイセンの結社法8条3項について「学生」と記述するが、原語は「生徒 Schüler」である。「生徒」に該当するのはギムナジウムまでの生徒であり、大学生は含まれない。Delius, a.a.O., S. 31.
- (21) 1918年11月30日の「ドイツ制憲国民議会のための選挙に関する命令(帝国選挙法) Verordnung über die Wahlen zur verfassunggebenden deutschen Nationalversammlung (Reichswahlgesetz)」は、「選挙日に20歳に達しているすべてのドイツ人の男女は、選挙資格をもつ」(2条)、「選挙日の時点で少なくとも1年前からドイツ人である選挙資格をもつ者はすべて、被選挙権をもつ」(5条)と定め、完全に同じ条件の下で男女に選挙権と被選挙権を認めた。また、普通・平等・直接・秘密選挙および比例代表の原則(1条)が採用された。RGBl, Jg. 1918, Nr. 6553, S. 1345-1352. 1919年1月に実施された国民議会選挙での女性の投票率は、約90%(全体の投票率は83%)と高かった。女性は議席423のうち41議席(後任5名を含む)を獲得し、女性議員の割合は9.6%であった。1月の選挙結果と国民議会のメンバーについては、Verhandlungen der verfassunggebenden Deutschen Nationalversammlung, Bd. 335, Berlin 1920, S. 1-25 und Bd. 343, Berlin 1920, S. 3505 f., 「Die Frauen in der Nationalversammlung. Die ersten Parlamentarierinnen」 https://weimar.bundesarchiv.de/WEIMAR/DE/Content/Virtuelle-Ausstellungen/Aufbruch-in-die-Moderne/frauen_nationalversammlung.html (2024年9月6日確認)を参照。
- (22) ドイツの女性参政権に関する包括的・体系的な研究として、U. Rosenbusch, Der Weg zum Frauenwahlrecht in Deutschland, Baden-Baden 1998がある。ローゼンブッシュは、三月前期の国家学、哲学、政治思想における女性観から説き起こし、1918年の女性参政権獲得に至るまでの、女性参政権に関する理論や運動を具に検証している。K. Eulers, Frauen im Wahlrecht, Baden-Baden 1991は、第二次世界大戦までの歴史とともに、第二次世界大戦後の女性参政権のあり方を理論的・制度的に検証している。特に、戦後ドイツにおける女性の政治参加が名簿式比例代表制、クオータ制と関係づけながら分析されており、ドイツが現在GGIの政治分野において好スコアを獲得できている背景を知ることができる。世紀転換期の女性参政権運動を扱った研究として、G. Bock, Geschlechtergeschichte der Neuzeit. Ideen, Politik, Praxis, Göttingen 2014, S. 168-203、また、女性参政権獲得100周年を記念した論文集 I. Rohner und R. Beerheide (Hrsg.), 100 Jahre

Frauenwahlrecht. Ziel erreicht-und weiter?, Sulzbach/Taunus 2017も参照。

- (23) M. Twellmann, Die deutsche Frauenbewegung. Ihre Anfänge und erste Entwicklung 1843-1889, Frankfurt am Main, 1993, S. 205 ff. トウヴェルマンは、ルイーゼやヒルシュにとって、女性が参政権を手にして公共生活における決定に参画することは「遠い目標 Fernziele」であり、彼女たちは、「近い目標 Nahziele」が実現されてこそ、「遠い目標」に手が届くと考えていたと指摘する。Ebd., S. 207 f. ADF が女性参政権の要求を掲げたのは1905年のことであり、当時の ADF 会長はランゲであった。この1905年には、女性参政権を要求することに慎重だったルイーゼもシュミットも亡くなっていた。
- (24) A. Schaser, Frauenbewegung in Deutschland 1848-1933, Darmstadt 2020, S. 68. ドイツ帝国議会 Reichstag 選挙では、男性普通・平等・直接・秘密選挙が採用されていたのに対し、各ラントの議会選挙では男性労働者は不利に扱われていた。プロイセンの代議院選挙で1849年から用いられていた「三級選挙法 Dreiklassenwahlrecht」は、男性普通選挙を等級選挙、間接選挙と組み合わせることで、納税額の少ない有権者、すなわち男性労働者を不利に扱った。的場かおり「近代プロイセンの議会と選挙制—三級選挙法の制定過程をめぐって—」『阪大法学』50巻5号（2001年）869頁以下。
- (25) BDF による抗議ならびに帝国議会への請願については、M. Stritt, Rechtskämpfe, in: H. Lange und G. Bäumer (Hrsg.), Handbuch der Frauenbewegung. T. II, Berlin 1901, S. 134-149, hier S. 137 und S. 141 f. シュトリット M. Stritt (1855~1928年)は1898年10月、ハンブルクで開催された BDF の総会で「民法典と女性問題」と題する講演を行っている。M. Stritt, Das bürgerliche Gesetzbuch und die Frauenfrage, Frankenberg 1898. 民法典編纂事業に対する女性協会の働き掛けは、編纂計画が持ち上がった時期から始まっていた。ADF は1870年代より議論を重ね、帝国議会に請願を送っている。1876年には、「新しい民法典の起草に際しては家族法における女性の地位にも配慮」するように求めた。ADF や BDF をはじめとする女性協会が民法典編纂において関心を寄せた問題は、婚姻の効果、夫婦財産制、後見、親権、離婚、婚外子の法的地位である。ただし、問題によっては組織内で意見の相違がみられ、特に各種の協会を傘下にもつ BDF では、穏健派と急進派の間に深刻な対立が生じることとなった。Twellmann, a.a.O., S. 195 ff., 若尾祐司『近代ドイツの結婚と家族』（名古屋大学出版会、1996年）367~373頁。
- (26) G. Bäumer, Die Geschichte des Bundes Deutscher Frauenvereine, in: E. Altmann-Gottheiner (Hrsg.), Jahrbuch des Bundes Deutscher Frauenvereine, Jg. 1921, Leipzig/Berlin 1921, S. 15-64, hier S. 16.

- (27) 急進派に関する近年の研究として、A. -L. Briatte, *Bevormundete Staatsbürgerinnen. Die radikale Frauenbewegung im Deutschen Kaiserreich*, Frankfurt am Main 2020.
- (28) ランゲとボイマーに関する研究はドイツ、日本ともに多くの蓄積がある。姫岡とし子『近代ドイツの母性主義フェミニズム』（勁草書房、1993年）、赤木登代「ドイツ第一波女性運動における女子教育（第Ⅲ報）—女子教育の改善から婦人参政権に向けた闘い—」『大阪教育大学紀要 第Ⅰ部門 人文科学』60巻2号（2012年）1頁以下など。
- (29) Lange, *Lebenserinnerungen*, S. 112 f.
- (30) H. Lange, *Frauenwahlrecht*, in: F. Ortman (ed.), *Cosmopolis. An International Monthly Review*, vol. III, London 1896, pp. 539-554.
- (31) *Ibid.*, p. 545.
- (32) 男性は軍事、商業、産業、法に、女性は教育・学校に関心をもつという相違はあるが、男性と同様に女性も政治を理解していると述べ、「女性は政治に無理解である」という女性参政権反対論者の主張を斥けた。*Ibid.*, pp. 544-545 and pp. 547-548.
- (33) *Ibid.*, pp. 553-554.
- (34) ローザンヌ大学教授のスクレタンは、『女性の権利 *Le droit de la femme*』（1886年）や『人間の権利 *Le droit de l'humanité*』（1890年）で女性参政権を提唱した。『女性の権利』は1886年、レーヴェンタール W. Loewenthal（1850～94年）によりドイツ語に翻訳されている。リリー・ブラウン L. Braun（1865～1916年）も1895年の著作で、スクレタンを「女性の権利のための最良の闘争者」と評価し彼の見解を引用している。L. v. Gizycki, *Die Stellung der Frau in der Gegenwart*, Berlin 1895, S. 18.
- (35) Lange, *Lebenserinnerungen*, S. 112 f. ランゲは、1870年代のドームの著作を「否定しがたい喜びをもって」読んだとしつつも、ドームの主張は教授や聖職者の男性、主婦の女性を敵に回すことになり、生産的なものではなかったと述べている。*Ebd.*, S. 112.
- (36) ドーム全集の刊行を手掛けているのは、歴史学者のミュラーと文学者のローナーである。N. Müller und I. Rohner (Hrsg.), *Ausgewählte Texte. Ein Lesebuch zum Jubiläum ihres 175. Geburtstages mit Essays und Feuilletons, Novellen und Dialogen, Aphorismen und Briefen*, Berlin 2006に始まり、最新のものは N. Müller und I. Rohner (Hrsg.), *Feuilletons. 1877-1903*, Berlin 2016である。日本でのドーム研究は、管見の限りでは、赤木登代「ドイツ第一波女性運動における『書くこと』の意味（第1報）—ヘートヴィヒ・ドームの女性解放理論—」『大阪大学』74（3・4-100） 714〔2024.11〕

阪教育大学紀要 第 I 部門 人文科学』65巻 1 号 (2016年) 1 頁以下。同論文では、主に『学問における女性の解放 Die wissenschaftliche Emancipation der Frauen』(1874年)に即した検討がなされており、研究の重点は教育分野におけるドームの女性解放理論を解明することに置かれている。

- (37) Twellmann, a.a.O., S. 213 ff. und Rosenbusch, a.a.O., S. 292 ff.
- (38) Rosenbusch, a.a.O., S. 292.
- (39) 以下のドームの経歴は、H. Brandt, > Die Menschenrechte haben kein Geschlecht <. Die Lebensgeschichte der Hedwig Dohm, Weinheim/Basel 1995、I. Rohner, Spuren ins Jetzt. Hedwig Dohm-eine Biografie, Sulzbach/Taunus 2010、ミューラーとローナーが運営するウェブサイト「Edition Hedwig Dohm」<http://www.hedwigdohm.de/> (2024年9月17日確認)に拠る。
- (40) Brandt, a.a.O., S. 9 ff. und S. 24.
- (41) P. Wilhelmy, Der Berliner Salon im 19. Jahrhundert (1780-1914), Berlin 1989, S. 634 f. 社会主義者で労働運動を指導したラサール F. Lassalle (1825~64年)とも、彼が1857年にベルリンへ越してきて以降交流をもった。しかし、ラサールは人間という概念から女性を除外していた、とドームは指摘している。H. Dohm, Der Frauen Natur und Recht. Zur Frauenfrage. Zwei Abhandlungen über Eigenschaften und Stimmrecht der Frauen, Berlin 1876, S. 170 f.
- (42) ドームは、ケイを「最も危険な私たちの敵対者」、「最も熱心なアンチフェミニスト」と呼び、女性問題への取り組み方に関しては立場を異にした。H. Dohm, Die Antifeministen, Berlin 1902, S. 84 und S. 104 ff. その一方、ケイの『子どもの世紀 Das Jahrhundert des Kindes』(ドイツ語訳は1902年に出版)を高く評価し、子ども観に関してはケイに全く同意すると述べている。H. Dohm, Die Mütter, Berlin 1903, S. 80 f. 当時のベルリンでは、ファニー・レヴァルト F. Lewald (1811~89年)のサロンも政治や社会問題に影響力を有していた。Wilhelmy, a.a.O., S. 301 ff. ユダヤ教からキリスト教に改宗したレヴァルトは、女性やユダヤ教徒に対する抑圧、貧困、離婚などに関する作品を数多く執筆し、人気を博していた。ボイマーによれば、レヴァルトは女性参政権については穏健かつ慎重な立場であった。G. Bäumer, Die Geschichte der Frauenbewegung in Deutschland, in: H. Lange und G. Bäumer (Hrsg.), Handbuch der Frauenbewegung. T. I, Berlin 1901, S. 1-166, hier S. 43.
- (43) K. Komm, Das Kaiserreich in Zeitromanen von Hedwig Dohm und Elizabeth von Arnim, Frankfurt am Main 2004, S. 36. ドームの第1作目は、H. Dohm (Hrsg.), Die spanische National=Literatur in ihrer geschichtlichen Entwicklung. Nebst den Lebens= und Charakterbildern ihrer classischen Schriftsteller und

ausgewählten Proben aus den Werken derselben in deutscher Uebertragung, Berlin 1867. スペイン文学を主題とする600頁を超える大作であるが、著者名には男女の特定ができない「H. Dohm」が使用され、また、女性問題や社会問題に関する叙述はみられない。ドームは、1851年、母とともにスペインに住む病気の長兄の元に滞在し、看護や家事をしたという経験をもつ。その準備として彼女にスペイン語を教えたのが、後に夫となるエルンストであった。

- (44) 長子ハンスの出産は1854年である。ただし末子エーファ Eva を出産した年は、伝記やウェブサイトによって「1859年」と「1860年」の2つがある。
- (45) ドームは論説、随筆、文学評論、小説、戯曲など多彩なジャンルの作品を残している。自伝的小説『ある魂の運命 Schicksale einer Seele』(1899年)の研究として、L. Kaloyanova-Slavova, Übergangsgeschöpfe, New York 1998, S. 62-89.
- (46) ブラントは、この著作に関して「すでに別のところで述べてこなかったことを何一つ提示していない」、すなわち、目新しい叙述はみられないという判断を下している。そのため、同著作の解説には半頁程度しか割かれていない。Brandt, aa.O., S. 105.
- (47) H. Dohm, Der Jesuitismus im Hausstande, Berlin 1873.
- (48) Ebd., S. 175.
- (49) Ebd., S. 214 ff. グナイストの学校制度・教育観は、1873年の論説「北アメリカ共和国の近年の経験に基づく男子と女子の共学および女性の大学教育に関して」から知ることができる。グナイストは、アメリカでの女子教育の現状や研究成果を紹介・検討した後、ドイツでは教育レベルに応じて男女別学制と男女共学制を区別すべきであると結論づけた。Ⅰ 14歳までの高等民衆学校も含めた初等教育では、男女共学制の長所が優勢である、Ⅱ 高等女学校、実業学校、ギムナジウムでは、各都市の人口や財政の規模を考慮する必要があるが、男女別学制が基本である（ただし私立学校に関しては、男女別学制を採る公立学校との競争という観点から、男女共学制に基づくこともありうる）、Ⅲ 大学への女性の入学は、準備段階で男女別学制が前提とされている以上、原則として認められないが、聴講生となることは排除しない、と。そしてグナイストは、学校・教育制度の問題はその国の風習や道徳、文化の問題であるため、ドイツの現状がアメリカや他のヨーロッパ諸国より進歩していないことを意味するものではないと主張する。R. v. Gneist, Über gemeinschaftliche Schulen von Knaben und Mädchen und über Universitätsbildung der Frauen nach den neueren Erfahrungen in den nordamerikanischen Freistaaten, Der Arbeiterfreund. 12. Jahrgang (1873), S. 191-213, hier S. 211 ff. ボン大学のジーベル H. v. Sybel (1817~95年) も女性の大学入学に反対した。H. v. Sybel, Ueber die Emancipation der Frauen, Bonn

1870.

- (50) Dohm, Jesuitismus, S. 226 f.
- (51) Lange, Lebenserinnerungen, S. 112 f. ミルの『女性の隷従 The Subjection of the Women』(1869年)はすぐに各国で翻訳され、ドイツでも、イギリスで出版されたその年にドイツ語訳『Die Hörigkeit der Frau』(1869年)が出された。当時のイギリスの女性参政権に関する議論では、参政権を与える対象から既婚女性を除くか否かが争点となっていた。ミルは、既婚女性に参政権を与えることに否定的であった。この点において、未婚・既婚を問わずすべての女性に参政権を認めるという立場のドームとは異なる。
- (52) H. Dohm, Das Stimmrecht der Frauen, in: Der Frauen Natur und Recht. Zur Frauenfrage. Zwei Abhandlungen über Eigenschaften und Stimmrecht der Frauen, Berlin 1876, S. 57-185.
- (53) Ebd., S. 162 und S. 167.
- (54) Ebd., S. 171.
- (55) Ebd., S. 185.
- (56) Schaser, aa.O., S. 68. 1860～70年代の穏健派が女性参政権に対して示した後ろ向きな反応については、ADFの『新航路』や「ドイツ女性教育・就業協会連盟 Verband Deutscher Frauenbildungs- und Erwerbsvereine」の機関誌『女性代弁者 Frauen-Anwalt』に掲載された記事から確認できる。Rosenbusch, aa.O., S. 294.『女性代弁者』を単独で編集していたのはヒルシュである。「ドイツ女性教育・就業協会連盟」がレッテ協会の上部組織であったことから、ヒルシュは同連盟の機関誌の編集を担当していた。そしてこのヒルシュこそ、ミルの『女性の隷従』の翻訳者である。同書は前述のとおり、とりわけ急進的なドイツの女性運動家に多大な影響を及ぼし、版を重ねることになった。
- (57) H. Dohm, Erziehung zum Stimmrecht der Frau Berlin 1810. 22頁と短い作品だが、「Nr. 6. Schriften des Preußischen Landesvereins für Frauenstimmrecht」と記載されているため、本稿では書籍として扱う。
- (58) 機関紙の執筆者には、カウアー、エルゼ・リュューデルス E. Lüders (1872～1948年)といった急進的な女性運動家の他、三級選挙法の廃止も含め男女普通選挙の実現を訴える帝国議会議員ポットホフ H. Potthoff (1875～1945年)も名を連ねている。
- (59) Dohm, Erziehung, S. 9.
- (60) Ebd., S. 4 f. 身体面でも精神面でも男女には優劣がないことはアメリカの研究やフィンランドでの男女共学の実践例から証明されている、思春期の男女を共学にすると道徳的な問題が発生するという懸念は時代遅れであると述べ、男女共学

制反対者の見方を否定した。Ebd., S. 5 ff.

- (61) Ebd., S. 10 ff. プロイセンでは、1908/09年の冬学期から女性の大学入学が正式に認められた。
- (62) Ebd., S. 14-16.
- (63) Ebd., S. 16 und S. 22.
- (64) Ebd., S. 18, S. 20 und S. 22.
- (65) Ebd., S. 22.
- (66) 請願、演説、著作は「文化世界で弱々しく、そして緩慢に光るに過ぎない」と述べる一方、イギリスにおけるサフラジェットの行進に関するニュースを例に、公の場で表現することがもつ光力 *Leuchtkraft* は遠く離れた場所まで及ぶと評価した。Ebd., S. 24 f.
- (67) 佐藤繭香『イギリス女性参政権運動とプロバガンダーエドワード朝の視覚的表象と女性像一』（彩流社、2017年）1～3頁、22～32頁。佐藤氏は、ミリタリー以外にも多彩な視覚的媒介を用いたプロバガンダが展開されることで、女性参政権を議論する公共圏やネットワークが作られていたことを実証した。
- (68) Dohm, *Erziehung*, S. 23.
- (69) Ebd., S. 24.
- (70) Ebd., S. 12.
- (71) Ebd., S. 20.
- (72) 例えば、L. G. Heymann, *Frauenstimmrecht, eine Forderung der Gerechtigkeit! Frauenstimmrecht, eine Forderung sozialer Notwendigkeit! Frauenstimmrecht, eine Forderung der Kultur!*, München 1907や E. Ichenhaeuser, *Das Frauenwahlrecht*, Berlin 1906、プロレタリア女性運動家の C. Zetkin, *Zur Frage des Frauenwahlrechts*, Berlin 1907などがある。

※本研究は JSPS 科研費 JP2201122の助成を受けたものである。